

アメリカ、イスラエル及びイランの軍事行動即時停止と
外交による平和解決を求める決議

アメリカとイスラエルが、核開発問題をめぐり緊張が高まる中、イランへの攻撃に踏み切り、同国の最高指導者を殺害した。国連憲章は、原則として武力の行使を禁止しており、今回の攻撃が国際法を逸脱するおそれを否定できない。一方、イランもその報復として、近隣諸国にあるアメリカの軍事施設にとどまらず、世界のエネルギー供給を担う製油所やLNG施設も攻撃するとともに、原油・LNG輸送の要衝であるホルムズ海峡の実質的な封鎖など、世界経済を混乱に陥れる戦略で反撃を行った。

その後、アメリカとイランの間では、戦闘行為の停止と最終的な和平に向けた交渉枠組みを定めた覚書が交わされたものの、再び攻撃の応酬となるなど、依然として不安定な情勢が続いている。

これらの軍事行動により、関係諸国において尊い人命が失われていることは、誠に遺憾である。また、こうした情勢の不安定化は、エネルギー供給や資材不足、物価高騰などを通じて、建設、医療、運輸、農業・漁業など多岐にわたる分野へ重大な影響を及ぼしている。

よって、西脇市議会は、アメリカ・イスラエル及びイランの双方が軍事行動を即時停止し、事態の収束に向けて外交努力を尽くすことを強く求める。

また、政府におかれては、関係各国に対して事態の沈静化に向けて働きかけることを強く求める。

以上、決議する。

令和8年9月4日

西 脇 市 議 会